

# 廿日市市ふるさと寄附金返礼品及び返礼品提供事業者募集要領

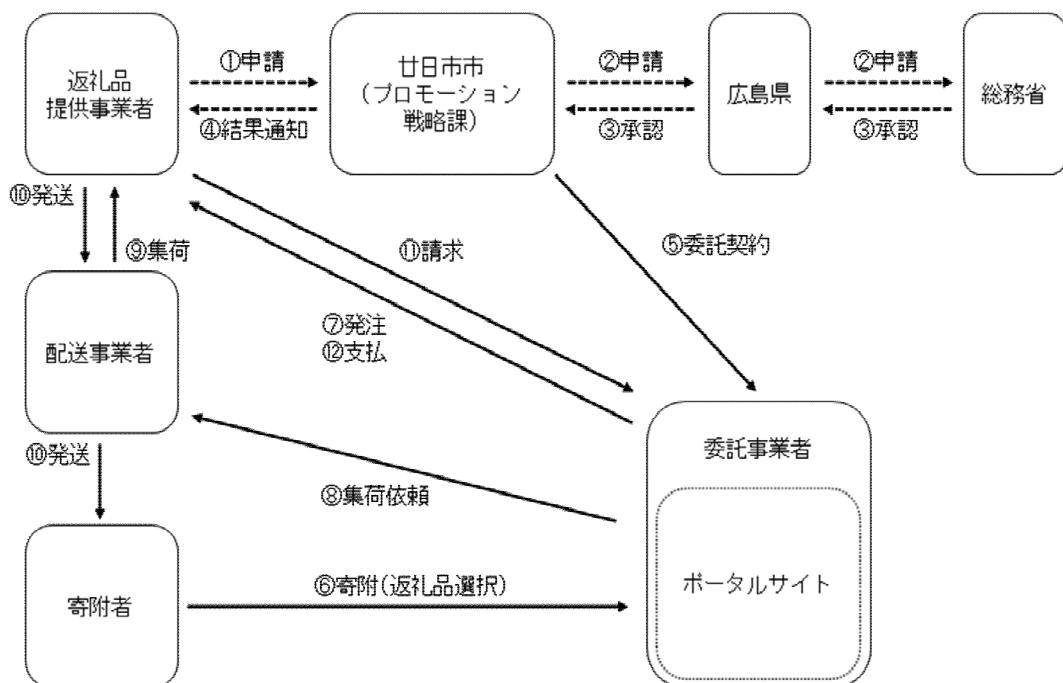
## 1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を活用して廿日市市（以下「市」という。）へ寄附いただいた方（以下「寄附者」という。）に対して、感謝の意を表すとともに、寄附を通じて本市の魅力に触れることで、地域経済の活性化等に寄与することを目的として、寄附者に贈呈する物品や役務（以下「返礼品」という。）及び返礼品を提供する法人、団体又は個人事業主（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集について、必要な事項を定める。

## 2 事業概要

- (1) 返礼品は、寄附者の寄附額に応じて受付サイト（以下「ポータルサイト」という。）から、希望する返礼品を自由に選択できる形となっている。返礼品提供事業者の返礼品が認められた場合は、市が利用契約を締結するポータルサイトを通じて広く紹介することができる。
- (2) 返礼品の提供業務を効率的、効果的に運営するため、市は指定する事業者（以下「委託事業者」という。）へ返礼品の提供業務全般を委託する。返礼品提供事業者は、自社商品が返礼品として承認された後、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を取り交わすものとする。

【事業のイメージ図】



### 3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たす場合であっても、市が申請内容等を総合的に勘案し、適当でないと判断したときは、返礼品提供事業者として認めない場合がある。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、生産拠点等のいずれかを有している法人、団体又は個人事業主であること。
- (2) 市税（延滞金を含む。）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは同条第 6 号に規定する暴力団員が経営する法人若しくは暴力団員が実質的に経営を支配する法人若しくはこれらに準ずるものでないこと。
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関係法令等を遵守し、個人情報の適切な取扱いが可能であること。
- (7) 各種関係法令等に沿った生産、製造、販売、サービスの提供等を行っていること。
- (8) 食料品、飲料品を提供する事業者の場合は、食品表示法上及びふるさと納税制度における地場産品基準上、産地名を適正に表示すること。また、市が必要と判断した場合は、返礼品提供事業者に対して調査を行うため、必要な書類等の整備、保存を行い、これに誠実に応じること。
- (9) 返礼品の提供に係る業務を第三者に委託し、又は請け負わせないこと。ただし、事前に市の承諾を受けた場合は、この限りではない。
- (10) 返礼品として登録する製品の製造者以外が返礼品提供事業者となる場合は、事前に製造者の同意を得ていること。
- (11) 委託事業者と連携、協力して業務に当たることができ、直接、委託事業者と返礼品の提供に関する契約締結が可能であること。
- (12) インターネット及び電子メールを使用できる環境を有し、委託事業者が提供するシステムを利用した返礼品の受発注及び納品管理等が可能であること。
- (13) 返礼品の提供に係る問い合わせ、トラブル（配送に関するトラブルを含む。）、クレーム、損害賠償等に適切かつ誠実な対応が可能であり、その対応について市及び委託事業者へ速やかに報告できること。

- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるものであること。

#### 4 返礼品の要件

返礼品は、次の要件を全て満たすこと。ただし、全ての要件を満たす場合であっても、市が申請内容等を総合的に勘案し、適当でないと判断したときは、返礼品として認めない場合がある。

- (1) 市の魅力発信、イメージ向上、地域経済の活性化、観光誘客のいずれかに資するものであること。
  - (2) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される基準(以下「地場産品基準」という。)や総務省通知に適合するものであること。
  - (3) 平成29年4月1日付総税市第28号「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」に示す「ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品について」に基づき、(ア)から(エ)のいずれにも該当しないこと。
    - (ア) 金銭類似性の高いもの(プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等)
- ※1 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む。
- ※2 ふるさと納税事業を紹介する事業者等が付与するポイント等を含む。
- (イ) 資産性の高いもの(貴金属、宝飾品、時計、カメラ等)
  - (ウ) 価格が高額なもの
  - (エ) 寄附額に対する返礼品の提供価格の割合の高いもの
- (4) 公序良俗に反しないものであること。
  - (5) 特定の宗教、宗派、思想、信条に関わるものではないこと。ただし、専ら一般的な観光目的のものを除く。
  - (6) 医療行為及び医薬品でないこと。
  - (7) 科学的根拠のない効果、効能をうたうものではないこと。
  - (8) 返礼品に関する関連法令(食品衛生法、食品表示法、商標法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法等)を遵守していること。
  - (9) 品質及び数量において、安定的に供給が見込めること。ただし、季節又は数量限定の返礼品についてはこの限りではない。
- (10) 市又は委託事業者が指定する配送業者の取扱いにより配送可能なものであり、かつ発注後速やかに発送できるものであること。ただし、季節を限定する製品及び注文があってから制作する工作物等、その性質等により、即時の対応が困難なものについては、返礼品の提案時にその旨を明示し、委託事業者と適切に連絡、調整が行える体制を構築すること。
  - (11) 業として生産、製造、加工、提供している又はされた物品、役務の提

供であって、個人の趣味、特技により私的に作成した物品、提供する役務ではないこと。

- (12) 自ら製造したもの以外の返礼品の場合は、市のふるさと寄附金の返礼品として登録することについて生産者等の同意を得ていること。
- (13) 食料品、飲料品の場合は、寄附者に返礼品が到着後少なくとも1週間以上の賞味（消費）期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）やその製品の性質上やむを得ない場合においてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認、調整等を行ってから発送ができる。また、生花等、時間の経過により価値が損なわれるものについても、同様の期限を保証すること。
- (14) キャラクター等を使用する場合等、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (15) 本市又は委託事業者が求める場合に、原則として返礼品とする物品の現物を確認（役務については現場確認）できること。
- (16) 本市のふるさと寄附金に関する業務の範囲内において、本市が自由に使用できる返礼品の画像データを提供可能であること。
- (17) 役務の提供の場合は、次に掲げる項目を全て満たすこと。
  - (ア) 市内で提供されるものに限る。また、提供される役務の主要な部分が、相当程度本市に関連性があるものとし、社会通念上、市外の同種の役務では代替困難なものとする。
  - (イ) 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策が実施されている役務であること。具体的には、各業界や業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされていること。
  - (ウ) 役務の提供にあたり、まず寄附者に対し役務に係る「利用券」を発行するものとし、原則として、発行から1年以上の有効期限を有するものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。なお、利用券は、寄附者氏名を明記し、転売、譲渡の防止措置を施すこと。
  - (エ) 役務の提供にあたり、返礼品提供事業者以外に関連する事業者等がある場合は、当該事業者等に、本市のふるさと寄附金の返礼品として提供することについて予め同意を得ていること。
  - (オ) 天候等により役務の提供ができない場合は、代替措置を用意できること。
  - (カ) 利用者の安全配慮に努めるとともに、体験ツアー等については保険に加入していること。
  - (キ) 利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整を十分行

うことができる体制が整っていること。

- (18) 地場産品基準 3 号（イ、ロ含む。）に該当する返礼品（市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）については、次に掲げる項目を全て満たすものであること。
- (ア) 以下の算式による市内において生じた価値の割合が 10 分の 5 を超えること。

算式  $(A - B) / A$

算式の符号 A : 返礼品の価格

B : 当該返礼品の製造・販売等のために市外で生じた費用

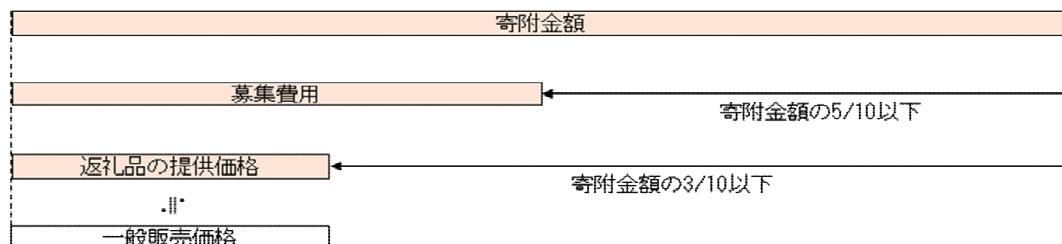
- (イ) 令和 8 年度以降、総務省が定める様式により、市ホームページにて以下の情報を公開する事に同意できること。

- ① 返礼品の名称
- ② 返礼品の提供価格（市における調達費用）
- ③ 返礼品の一般販売価格
- ④ 返礼品の製造・加工地（○○国、○○市、等）
- ⑤ (ア)の算式による市内において生じた価値の割合

## 5 返礼品の提供価格及び寄附金額の設定

- (1) 返礼品の提供価格は、2,300 円以上とし、本体価格のほか荷造、箱、梱包代、消費税を含めた価格とする。
- (2) 返礼品の提供価格は、一般販売価格を踏まえた適正な価格とする。
- (3) 設置費用等が別途発生する場合は、その費用を返礼品の提供価格に含めるものとする。なお、設置等の手続きは返礼品提供事業者が行うものとする。
- (4) 寄附金額は、返礼品の価格に 3 分の 10 を乗じた額（1,000 円未満切上げ）を下限とし、ふるさと寄附金の募集に要した費用が寄附金額の 10 分の 5 以下となるように市が決定する。

### 【金額設定のイメージ図】



## 6 費用負担

- (1) 返礼品の提供価格、各ポータルサイトへの掲載手数料、クレジットカード等手数料は市が負担する。
- (2) 寄附者からの品質等のクレームによる返礼品の回収及び再配送に要する経費は、返礼品提供事業者の負担とする。ただし、配達業者の瑕疵による場合はこの限りではない。
- (3) 代替品等による補償、交換その他クレーム対応に要する費用について、市は一切負担しない。
- (4) 返礼品の提供に要する送料は、以下の表の通り市が負担する。

発送方法	市が負担する送料	
	さとふる に掲載されている返礼品	さとふる以外に 掲載されている返礼品
常温	実費	1,000円
冷蔵、冷凍		1,200円
郵便書留		400円

## 7 返礼品の登録上限数

ふるさと納税制度の指定期間（原則、毎年10月1日から翌年9月30日まで。）において、返礼品提供事業者が登録できる返礼品は、1事業者につき30品までとし、同一の返礼品（色違い等）の複数登録も上限に含むものとする。

## 8 申込

返礼品提供事業者及び返礼品の登録を希望する場合は、次の通り申し込むこと。

### (1) 申込期間

随時受付とする。

### (2) 提出書類

以下の書類を提出すること。

(ア) 返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式1）

申請者1事業者につき、1部提出すること。

(イ) 返礼品登録申込書（様式2）

返礼品1品につき、1部提出すること。なお、地場産品基準3号（イ、口含む。）に該当する返礼品（市内で製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの）は返礼品登録申込書（様式2-1）も提出すること。

(ウ) 返礼品の内容が分かる資料

(3) 提出方法

以下の宛先に電子メールで申込書類を提出すること。

提出先：廿日市市経営企画部プロモーション戦略課

E-mail : promotion@city.hatsukaichi.lg.jp

件名：【事業者名】廿日市市ふるさと寄附金に係る登録申請

(4) 申込に要する費用

全て申込者の負担とする。

(5) 申込書類の取り扱い

提出された書類は、審査結果に関わらず返還しない。

## 9 返礼品の登録までの流れ

(1) 申込受付

申込方法については、「8 申込」参照すること。

(2) 審査

提出された申込書の内容について、本市のふるさと寄附者に対する返礼品として適当と認められるかを総合的に審査した後、総務省に対し制度への適合性に関する確認申請を行う。

(3) 結果通知

総務省からの確認が得られた返礼品について、委託事業者より審査の結果を通知する。なお、登録不可の場合、個別の事業者ごとの説明は行わない。

(4) 契約

委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結する。

(5) ポータルサイト掲載

市が利用契約しているポータルサイトへの登録作業を経て、順次掲載される。なお、対応順序、掲載順序、掲載時期は、市との調整の上、委託事業者が決定する。

(6) 掲載開始に要する期間

申込から掲載開始まで約2～3ヶ月を要する。ただし、応募の時点で知り得なかった情報や国からの疑義対応等について調整の必要が生じた場合は、さらに期間を要することがある。

## 10 登録内容変更

登録された返礼品提供事業者又は返礼品の内容に変更があったときは、変更後の内容が分かる「返礼品登録申込書（様式2、2-1）」を、速やかに市へ提

出すること。なお、返礼品の材料や製造場所、工程等に変更があったときは、総務省への確認が必要となる。

## 1 1 登録解除

次に掲げる要件に該当した場合は、返礼品及び返礼品提供事業者としての認定を解除し、ポータルサイトへの掲載を取り消す。なお、これによる損害が生じた場合でも、市はその責任を負わない。

- (1) 返礼品提供事業者から解除の申し出があったとき。
- (2) 返礼品又は返礼品提供事業者が本要領に定める要件を満たさなくなったとき。
- (3) 食品返礼品又は食品返礼品提供事業者の場合は、地場産品基準や食品表示法、食品衛生法、食品安全基本法等の食品に関わる各種法令規則に違反したとき。
- (4) 総務省が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により、返礼品としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 返礼品の生産、製造若しくは販売が中止されたとき。
- (6) 製造者以外が返礼品を取り扱う場合に、本市ふるさと寄附金の返礼品とすることについて製造者の同意が得られなくなったとき。
- (7) 登録内容に変更があったにもかかわらず、その報告がなされていないとき。
- (8) 登録内容に虚偽があったとき。
- (9) 本市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (10) 返礼品の品質等に対し寄附者からクレームが寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき、又は同様のクレームが続発するとき。
- (11) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

## 1 2 個人情報保護

- (1) 返礼品提供事業者は業務を履行するにあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」のほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品等発送以外の目的で使用しないこと。
- (3) 返礼品の業務に関して、知りえた秘密を第三者に開示しないこと。
- (4) 前各号について、関係書類の提出を求められた場合には、誠意をもつて対応すること。

### 1 3 損害賠償

返礼品提供事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法令等違反もしくは本要領に適合しない返礼品の提供を行う債務不履行の事由があつた場合において、それにより市に損害（ふるさと納税に係る指定取消等を含む。）を与えた場合、市は当該返礼品提供事業者に対して、生じた損害の賠償を請求できるものとする。

### 1 4 その他留意事項

- (1) 寄附者が市内在住者である場合、返礼品の提供はできない。
- (2) 返礼品は、寄附者が寄附時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであり、市が買取を確約するものではない。
- (3) 返礼品を登録できる期間は、登録決定日の属する翌年9月30日までとし、事前に特段の申出がない場合又は「12 登録解除」に該当しない場合は、登録期間を1年更新し、その後も同様とする。
- (4) 本要領に定めのない事項に疑義が生じた場合は、市との協議により決定する。
- (5) ふるさと納税制度について、総務省等から見直し等の通知があった場合には、本要領の定めによらず、総務省等の通知に従うものとする。

### 1 5 問い合わせ先

廿日市市経営企画部プロモーション戦略課  
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11番1号  
TEL：0829-30-9121 FAX：0829-32-1059  
E-mail：promotion@city.hatsukaichi.lg.jp

### 附 則

- 1 この要領は、令和7年12月22日から施行する。
- 2 廿日市市ふるさと寄附金お礼の品出品事業者等募集要領は、廃止する。